

報道各位

新潟市財務部資産税課

**固定資産（土地・家屋）課税明細書の一部記載誤りについて****1 概要**

令和5年4月14日までに順次発送をした固定資産税・都市計画税納税通知書に同封している「固定資産（土地・家屋）課税明細書（以下、課税明細書）」の記載に一部誤りがありました。

**2 誤りの内容**

課税明細書の土地と家屋の所在地の記載が次のように誤っていたもの

【対象地区（町名）】 巻甲、巻乙、鎧潟甲

【誤りの例】 （正）西蒲区巻字〇〇甲△△△番

（誤）西蒲区巻甲字〇〇△△△番

**3 対象者数**

課税明細書発送対象者のうち、対象地区（町名）の土地や家屋を所有している方  
5,496名

**4 原因**

税系システムについては、令和5年3月1日より新システムに移行したが、市及びシステム委託業者双方ともに記載内容の確認が十分ではなかったもの。

**5 影響**

課税明細書は土地や家屋の課税内容をお知らせするもので、所有する資産を確認していただく書類です。

課税明細書は公的な証明書類ではありませんが、例えば、法務局に申請する際など、課税明細書の内容を見て誤った所在地を記載してしまう恐れがあります。

なお、新潟地方法務局へ情報提供済みです。

**6 今後の対応**

対象者の方に、改めて正しい課税明細書を送付する予定です。

（5月2日発送予定）

**7 再発防止策**

システム移行や改修の際は、情報の重要性や正確性を十分に整理・確認したうえで作業を進めるよう、改めて徹底していきます。

問い合わせ先

新潟市財務部資産税課 担当：本間

電話：025-226-2262